

府子本第586号
平成29年7月19日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

「市町村における児童手当関係事務処理について」の一部改正について

市町村における児童手当関係事務については、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号本職通知。以下「統括官通知」という。）により行われているところですが、今般、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第38号）が7月3日に公布・施行されたことに伴い、統括官通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしましたので通知します。